

公益財団法人 日本化学繊維研究所  
役員及び評議員の報酬等及び費用の支給に関する規程

2023年6月19日評議員会改正

(目的)

第1条 この規定は、公益財団法人日本化学繊維研究所の定款第13条及び第29条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等の支給に関する基準を定める。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、この法人を主たる勤務場所とする役員をいう。
- (3) 非常勤役員とは、常勤役員以外の役員をいう。
- (4) 評議員とは、定款第10条に基づき置かれる者をいう。
- (5) 報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第13号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、その名称のいかんを問わない。費用とは明確に区分されるものとする。
- (6) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤費、旅費（宿泊費を含む）、手数料等の経費をいう。

(役員及び評議員の報酬等)

第3条 この法人は、常勤役員及び非常勤役員の職務執行の対価として報酬等を支給することができる。

- 2 常勤役員には報酬等を支給しない。
- 3 非常勤役員には、定款第29条の定めに基づき、報酬等を支給することができる。
- 4 評議員には、定款第13条に定める金額の範囲内で、報酬等を支給することができる。
- 5 役員及び評議員に対して、この法人から特別の任務として研究助成の選考委員、講演会等の講師及び原稿執筆を委嘱した場合に限り、選考謝金、講演等謝金及び執筆謝金をそれぞれ支払うことができる。
- 6 役員及び評議員の退職に当たっては、退職手当を支給しない。

(報酬等の額と名称)

- 第4条 この法人の非常勤役員に対する第3条第3項の報酬等は、別表第1「非常勤役員の報酬等」に記載する金額を限度として、謝金として支給することができる。
- 2 この法人の評議員に対する第3条第4項の報酬等は、定款第13条に定める金額の範囲内において、別表第2「評議員の報酬等」に記載する金額を、謝金として支給する。
- 3 この法人の役員及び評議員に対する第3条第5項の謝金は、別表第3「役員及び評議員への選考、講演等及び執筆に対する謝金」に記載する金額を限度として、支払うことができる。

(報酬等の支給日)

- 第5条 非常勤役員の報酬等は、理事会出席等、必要の都度、支給するものとする。
- 2 評議員の報酬等は、評議員会出席等、必要の都度、支給するものとする。

(報酬等の支給方法)

- 第6条 報酬等は通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。
- 2 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

(役員及び評議員の費用)

- 第7条 この法人は、役員及び評議員がその職務の執行に当たって負担し、又は負担する予定の費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては前もって支払うものとする。

(改廃)

- 第8条 この規程の改廃は、評議員会の決議をもって行う。

(公表)

- 第9条 この法人は、この規程をもって、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第20条第1項に定める報酬等の基準として公表するものとする。

## 附則

この規程は、2023年6月20日から施行する。

### 別表第1 非常勤役員の報酬等

- 1 理事会等出席の都度、謝金として、1人一律 5,568 円
- 2 理事長の要請により、この法人の運営等に関する特別な職務を執行したときは、職務執行の都度、謝金として、1日につき、1人一律 11,137 円
- 3 本条第1項及び第2項の謝金の額は、各事業年度において、1人当たり 100,000 円を、かつ、総額で 600,000 円を超えないこと。

### 別表第2 評議員の報酬等

- 1 評議員会出席の都度、謝金として、1人一律 5,568 円
- 2 理事長の要請により、この法人の運営等に関する特別な職務を執行したときは、職務執行の都度、謝金として、1日につき、1人一律 11,137 円
- 3 本条第1項及び第2項の謝金の額は、各事業年度において、1人当たり 100,000 円を、かつ、総額で 600,000 円を超えないこと。

### 別表第3 役員及び評議員への選考、講演等及び執筆に対する謝金

- 1 研究助成の選考委員に対する謝金は、1回の選考につき、1人 22,274 円
- 2 学術講演会及び研究会等の講師に対する謝金は、1回の講演等につき、33,411 円、研究者育成講座の講師に対する謝金は、1年度の講座担当につき、1人 77,959 円
- 3 この法人が発行する学術出版物等への寄稿に対する謝金は、1編の原稿等につき、22,274 円